

東京都ミニテニス協会規約

設立 : 平成11年1月30日

制定 : 平成11年4月1日



東京都ミニテニス協会

東京都ミニテニス協会 規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、東京都ミニテニス協会と称し、事務局は会長の指定するところに置く

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、東京都における生涯スポーツ「ミニテニス」の愛好者及び市町村協会等を総轄する団体として、ミニテニスの普及振興を図るとともに、都民の健康・体力づくりに寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種ミニテニス大会の開催
- (2) ミニテニス愛好者増員のための講習会
- (3) 指導者養成に伴う講習会
- (4) 愛好者団体の指導・育成
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員及び組織

第4条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 団体会員
- (2) 個人会員

第5条 団体会員は、市町村単位の協会、連盟及びクラブチーム等とする。

第6条 個人会員は、第5条に規定する団体に会員として所属していない日本協会認定の公認審判員及び公認指導員とその他愛好者とする。

第4章 役員及びその任務

第7条 本会に、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|--------|----|
| (1) 名誉会長 | 1名 | | |
| (2) 会長 | 1名 | | |
| (3) 副会長 | 若干名 | (7) 会計 | 2名 |
| (4) 理事長 | 1名 | (8) 監査 | 2名 |
| (5) 副理事長 | 1名 | | |
| (6) 理事 | 若干名 | | |

第8条 役員は、次により選出する。

- (1) 名誉会長、会長、副会長、理事長、副理事長及び監査は、理事会で選出して総会にて承認を得る。
- (2) 理事は、加盟団体から1名選出されるほか、会長が推薦理事を若干名委嘱できる。
- (3) 会計は、会長から推挙されたものがあたる。

第9条 役員の仕事

- (1) 名誉会長は、会長の要請により会長に助言を行う。
- (2) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
- (4) 理事長は、会長及び副会長を補佐し会務を掌理する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時は、その職務を代行する。
- (6) 理事は、総会を構成し本会の重要事項について議決する。また本会の業務運営にあたる。
- (7) 会計は、本会の理事を兼務するとともに会計を司る。
- (8) 監査は、本会の会計を監査する。

第10条 役員任期

- (1) 役員任期は2年とする、但し再任を妨げない。
- (2) 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでのその職務を行う。

第11条 本会は、必要により顧問を若干名置くことができる。

顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ会議に出席することができる。

第5章 会議

第12条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第13条 総会は、本会の最高議決機関であつて、役員をもって構成し会長が招集する。総会の議長は会長が指名する。

- (2) 総会は、毎年年度当初に開催する。
- (3) 総会は、事業報告、決算報告、事業計画、予算、規約改正、役員選出、その他重要議案を審議決定する。
- (4) 会長は、必要に応じて、臨時総会を招集することができる。

第14条 理事会は、役員全員で構成し、必要に応じて会長が招集する。

第15条 総会と理事会は、過半数の出席で成立し、その議事は出席者の過半数で決定する。

第6章 会計

第16条 本会の経費は、会費、補助金、事業委託金、寄付金及びその他の収入をこれにあてる。

第17条 本会の会費は、団体会員及び個人会員の加盟金として、その額は理事会で決定する

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 専 門 部

第19条 本会に、次の専門部を置くことができる。

- (1) 総 務 部
- (2) 普 及・指 導 部
- (3) 審 判 部

第20条 各専門部に、区部担当及び支部担当をあらかじめ決める。

第8章 補 足

第21条 本規約の改正は、総会において決定する。

第22条 その他、本規約執行上必要な事項については、理事会で定める

附則:この規約は、令和2年5月31日から施行する。